

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

アメリカ大陸のスペイン語における叙法について(4)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2000-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福嶋, 教隆, Fukushima, Noritaka メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1441">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1441</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# アメリカ大陸のイスパニア語における 叙法について（４）

福 寫 教 隆

第5. 3節「名詞節中の用法」の最後に、時制の一致の問題を考察する。第2節で述べたように、「接続法の時制一致原則の逸脱がよく見られる」ことが、アメリカ大陸のイスパニア語の特徴の1つとして、しばしば指摘されるが、果たして実情はどうか検討しよう。<sup>(18)</sup>

時制の一致の問題は、主節と従属節一般との間に見られるが、本稿では、中でもその結果が極めて明示的な形で現れる「名詞節をとる複文で、主動詞が過去時制で表されている」という事例に、対象を限定する。時制の一致原則が守られているか否かについての概略を知るには、これで十分だと思われるからである。<sup>(20)</sup> 本稿の資料体中、これに該当する事例は、アメリカ大陸のも

---

\* 本稿は、拙稿「アメリカ大陸のイスパニア語における叙法について（１），（２），（３）」（神戸大論叢48：3（1997a），48：7（1997b），50：3（1999））を受けるものである。

(18) 拙稿（1997a：69）。

(19) 例えば、既出の文（3）Fuí a verla para que me *preste* un libro.（Kany, 1945：181, Argentina）（拙稿 1997a：66）は、時制一致原則の副詞節における逸脱の例だし、同じく Kany（1945：181）があげる次の文は、関係節における逸脱の事例である。

(xix) Empezó a guardar encierro por las noches buscando la tranquilidad que *pueda* dar contestación.（Ecuador）

(20) 例えば Bosque 他・編（1999）中で時制の一致を扱った第47章（担当 Carrasco Gutiérrez）は、名詞節における時制の一致に大きな紙幅を費やし、その他の場合の問題はひとまとめにして、章末で論じているに過ぎない。また寺崎（1998：226）は、「関係節および副詞節における時制の相応も名詞節に準じる。（…）ただし、これらの場合は主節の支配が名詞節に対するほど強くないので、時制の照応がそれほど厳密には現れないこともある。」と述べている。また Gili Gaya（1943：§ 220～221bis），Real Academia Española（1973：§ 3.19.6～3.19.7），Butt 他（1988：§ 16.16），山田・他（1995：330～331，担当：西川），寺崎（1998：222～227）のように、時制の一致の説明にあたって、名詞節の場合のみを考察している書物も多い。これは、研究者たちが、名詞節にこの問題が最も典型的に表出しているメ

のが553例、参考資料たるイスパニアのものが47例であった。

次に Bosque 他・編 (1999 : 3082), 山田・他 (1995 : 330~331, 450), Sánchez 他 (1989 : §16) などを参照して、「主動詞が過去時制の時には、従属動詞は非過去時制であってはならない」という原則を設け、この原則がどの程度維持されているかという観点から、上記事例を分類した。次にその結果を記す。表中、「直説法節」、「接続法節」は、それぞれ「従属動詞が直説法である節」、同じく「接続法である節」をさす。また「時制一致」、「時制不一致」は、各々、上の基準にかなうものと、反するものを表す。

(65)	U	M	C	A	計	E
a. 直説法節・時制一致 (例 : Dijo que <i>venía</i> .)	39	100	26	49	214	19
b. 直説法節・時制不一致 (例 : Dijo que <i>viene</i> .)	30	242	4	26	302	22
c. 接続法節・時制一致 (例 : Quería que <i>viniera</i> .)	2	4	7	9	22	3
d. 接続法節・時制不一致 (例 : Quería que <i>venga</i> .)	0	5	1	9	15	3
計	71	351	38	93	553	47

以上のように、米国、メキシコ、コロンビア、アルゼンチンの新聞から得

---

ゝと判断していることの証左であろう。英文法でも、「時制の照応が特に問題となるのは名詞節であって、形容詞節や副詞節の大部分は言っている事柄の性質上時制が決まってくるのであって、時制の照応というべきほどのことはない。」(大塚, 1959 : 862) といった説明がなされている。

また主動詞が非過去時制の場合は、従属動詞の時制に関する制限が非常に緩やかで、直説法ならほとんど全ての時制が現れ得る (Real Academia Española, 1973 : §3.19.6 他) ので、規則を逸脱しているか否かを調べるのには適当ではない。

以上のような理由で、本稿での対象を「名詞節をとる複文で主動詞が過去時制のもの」に限定したのである。

られた資料において、接続法の名詞節では、時制の一致原則にかなう例、反する例の数は、各々22と15であった。この数は、イスパニアの新聞の3対3と比べても、また直説法の名詞節における一致・不一致の事例の比率（アメリカ大陸214対302、イスパニア19対22）と比べても、決して逸脱例が目立って多いとは言えない。むしろコロンビアの資料では、イスパニアより時制の一致原則が守られているし、逸脱の比率は接続法節より直説法節の方が大きい。従って、従来言われてきた「アメリカ大陸のイスパニア語では、接続法の時制一致原則の逸脱がよく見られる」という主張は、本稿で用いた資料に限って言えば、妥当ではないということになる。

具体例を見てみよう。まず (65a, c) の例を各国1つずつ掲げる。(66), (69), (70) は、一文中に直説法形・接続法形が併存し、ともに時制の一致の原則に従った例である。また (70) では、半ば直接話法の形をとりながらも、従属動詞の時制は主動詞に照応させている点が注目される。

(66) En Nueva York decíamos que no, que nunca *llegaría*, que *éramos* suficientemente racionales como para no jugar a Dios, entre otras cosas, pero ya ves, padre, hay gente que se sube al sillón del Grande, Pataki-Dios juega a Dios cuando no los están mirando, porque no me atrevo a declarar a la muerte ni republicana ni demócrata, porque no creía ni que los republicanos *renegaran* tanto de sus religiones, en cuyos caballos todos los dioses tienen estribos. (U, p.4)

(67) Pérez Vargas aseveró que Cortés Vázquez *actuó* durante la estancia de Colosio Murrieta en Tijuana con normalidad y que no *estaba* armado, además de que la lesión que supuestamente le ocasionó al candidato presidencial priísta no fue la que le provocó la muerte, ya que era de las que duran menos de 15 días en sanar. (M, p.13)

- (68) Y ante la insistencia de los reporteros, expresó: “lo único que desearía es que *hubiera* paz en la República”. (M, p.11)
- (69) Y hace poco, según dijeron varios de sus integrantes, el Presidente les prometió que les *ayudaría* a que uno de ellos, la representante Viviane Morales, *podiera* ser elegida miembro de la Comisión de Acusación. (C, p.3)
- (70) En el párrafo siguiente, Cavallo aclaró que el programa (“Día D”) se emitió normalmente y que recién el lunes se enteró de que el fiscal de la causa, Eduardo Tajano, *había solicitado* el mismo domingo que se “*produjeran* las diligencias procesales necesarias y urgentes a fin de procurar obtener la documentación”. (A, p.9)
- (71) Sabían que *inutilizaban* su voto, pero les daba igual, porque sólo querían expresar que *aceptaban* la cultura de ese partido a condición de que se hiciera la estética. (E, p.19)
- (72) A medida que avanzaban las sociedades europea y estadounidense fue posible que las familias *protegieran* a sus hijos. (E, p.14)

次に(65b, d), つまり時制一致原則から逸脱した事例をあげる。これらは、いずれも発話時点(新聞の報道時)においてなお実現中、または未実現であるがゆえに現在形や未来形を用いているものであり、単なる破格ではない。本稿では、この種の事例が何例ほどあるのかを明らかにするため、故意に厳しい基準を設けたが、もしこれらを時制不一致とは見做さない緩やかな基準をとるならば、資料体中に時制の一致原則に明らかに反した事例は見当らないことになる。<sup>(21)</sup>(77)は、コロンビアの新聞でただ1つの(65d)(接続

(21) Real Academia Española (1931: § 384, 385, 388)は、主動詞が過去時制の場合、従属動詞も過去時制をとるという、厳しい基準を設けているが、最近では、Bosque 他・編(1999: § 47)をはじめ、Gili Gaya (1943: § 220~221bis), Real Academia Española 1973: § 3.19.6~3.19.7, Bosque (1990), Kempchinsky (1990), 寺崎 (1998: 222~

法節・時制不一致)の該当例だが、引用符の付された半ば直接話法の文であり、従属動詞に現在形を使うことには十分な根拠があると言える。

(73) Pero dijo que en general, la unión de los bancos *traerá* resultados positivos, como dijo el alcalde Giuliani al elogiar la fusión. (U, p.2)

(74) Al término del acto, el secretario de Salud dijo que la marihuana *ocupa* el primer lugar de consumo con más frecuencia en México; el segundo lugar, la cocaína, en tercer sitio están los alucinógenos y después la heroína. (M, p.9)

(75) En una reunión privada en las oficinas del general Enrique Tomás Salgado, los legisladores panistas propusieron que de inmediato se *lleve* a cabo una auditoría en la policía capitalina, para conocer de cerca los gastos o desviaciones de los recursos económicos. (M, p.1)

(76) Al respecto, José Antonio Vargas, Director del Departamento Administrativo de la Presidencia informó que posteriormente *entregarán* dos documentos más donde explicarán su versión de los

---

227) のように、緩やかな基準を採用している研究者が多い。

例えば Bosque (1990 : 60) は、次の例は直説法・接続法ともに文法的であるとの前提に立った上で、(xx.b) の「接続法過去形は、主動詞の時制に直示(ダイクシス)的に、つなぎ留められている」のに対し、(xx.a) の「現在形は発話時につなぎ留められている」と説明する。

(xx) Me sugirió que {a. *vaya* / b. *fuera*} a hablar cor él.

Bosque 他・編 (1999 : § 47, p.3090) は、次のように、直説法の従属動詞の時制選択は、従属節の内容が発話時に既に実現しているか否かによるという事例をあげている。

(xxi) El parte meteorológico añadía que las primeras ráfagas {a. *\*alcanzarán* / b. *alcanzarían*} a la isla esta madrugada, pero la alcanzaron ayer.

また Kempchinsky (1990 : 239) は、同様の規則が接続法の従属節にも働くことを、次の事例をあげて示している。

(xxii) El general nos ordenó que *destruyamos* la ciudad {a. *\*y la destruimos* / b. *y la vamos a destruir*}.

(xxiii) El general nos ordenó que *destruyéramos* la ciudad {a. *y la destruimos* / b. *y la vamos a destruir*}.

hechos. (C, p.10)

- (77) La Conferencia Episcopal Colombiana le pidió al presidente Ernesto Samper que *'deslinde'* del ejercicio del poder su defensa personal "para evitar cualquier sospecha". (C, p.2)
- (78) Recordó además que esos ingresos *están* exentos del pago del impuesto a las Ganacias, pero que *tendrán* que empezar a pagarlos si se aprueba la ley con superpoderes impositivos que el Gobierno envió al Congreso para su tratamiento. (A, p.6)
- (79) El Presidente le recomendó que *hable* con el ex ministro de Obras Públicas Roberto Dromi. (A, p.1)
- (80) Yilmaz indicó que *formará* su Gabinete esta misma semana y que, para mediados de mes, lo *presentará* al Parlamento. (E, p.5)
- (81) Éstos, en cambio, se mostraron satisfechos de que el PP no *tenga* mayoría absoluta. (E, p.16)

以上のような事例を見る限り、アメリカ大陸でもイスパニアでも共通の原理で従属節の時制が選ばれている。敢えて地域差を問題にするならば、イスパニアではなくコロンビアで、直説法節・接続法節ともに時制の一致原則を尊重しようとする傾向が認められると言えそうである。

時制の一致原則に関しては、地域差よりも発話ジャンルの差の方が大きいように思われる。今回の資料体のように時事文の中心とするジャンルでは、従属節の内容が発話時（報道時）にも実現中であつたり、まだ実現していないものであつたりする場合がしばしばあり、そうでない場合との区別が重要になるため、「文法的な照応原則よりもむしろ現実の時間的関係が優先される」(寺崎, 1998 : 224) 事例が多くなる。<sup>(22)</sup> だが文学作品では、通例そのよう

---

(22) 英語の時事文についても、「間接話法は文法によれば伝達動詞が過去のときは、一般的真理・事実・習慣などを除いて、時が一致するのが原則である。新聞ではこの事実が幅広くノ

な必然性が乏しいので、時制の一致原則が守られる傾向が強い。

たとえばペルーの作家 Julio Ramón Ribeyro の短編小説 “Sólo para fumadores” (*Cuentos completos*, Alfaguara, Madrid, 1994, pp.573~595), 及びチリの作家 José Donoso の短編小説 “El tiempo perdido” (初出1982, *Nueve novelas breves*, Alfaguara, Madrid, 1996, pp.349~403) を資料体として (65) と同じ調査をすると、次のような結果が得られる。

(82)		Ribeyro	Donoso
a.	直説法節・時制一致 (例: Dijo que <i>venía</i> .)	52	76
b.	直説法節・時制不一致 (例: Dijo que <i>viene</i> .)	0	1
c.	接続法節・時制一致 (例: Quería que <i>viniera</i> .)	5	23
d.	接続法節・時制不一致 (例: Quería que <i>venga</i> .)	0	0

筆者は共に南米の人であるが、時制一致原則に極めて忠実に従っている。(82b) に見られる唯一の不一致の例は、次のようなものである。しかしこれも普遍的な真理を表す場合に用いられる現在形の事例であり、規範を破っているわけではない。

(83) Me acompañaron, tambaleándonos por la calle Esmeralda, asegurándome al ingresar en la Allée des Acacias —vale decir por la avenida de ceibos— del Parque Forestal que comprendían mis lágrimas, que era la pura verdad que uno no *deja* a su familia y a sus amigos de toda la vida todos los días para irse tan lejos y *en avión*, solidarizando con mi urgencia por encontrar un taxi que me llevara a dormir aunque fuera una fracción de mi última noche

---

↓解され、報道の時に、その事実が変わらないと見れば、時の一致を行わない。』(堀内, 1979: 111) のような説明が行われている。



antes del anhelado viaje, bajo el techo de mis padres: 《(...)》  
(José Donoso, “El tiempo perdido”, pp.377~378)

Kany (1945 : 181~182) は、アメリカ大陸のイスパニア語のくだけた文体では、しばしば接続法の時制一致原則の逸脱が見られるとし、将来、接続法過去形が失われて、時制体系が単純化されるかも知れないとの見通しを立ててさえいる<sup>(23)</sup>。しかし本稿で用いた資料のような、各国の代表的な新聞の文章について見る限り、時制一致の原則に関して、アメリカ大陸とイスパニアとの間に問題となるような違いは認められないことが明らかになった。

以上で名詞節中の用法についての考察を終える。アメリカ大陸のイスパニア語の叙法について、本節で得られた結果は次の通りである。

- ① lamentar のように感情・価値判断を表す動詞が、接続法ばかりではなく、直説法をとることがある。(例 : (32))
- ② posible のように、可能性を表す語に導かれる従属節に、接続法ばかりではなく、直説法が現れることがある。(例 : (56))
- ③ proponer, pretender のような意志動詞が、接続法ばかりではなく、直説法形の法助動詞による迂言形式を導くことがある。(例 : (33), (34))
- ④ 接続法の機能の領域は、法助動詞によって取って代わられることもあれば、また逆の法助動詞の領域にまで拡張されることもある。(例 : (35))
- ⑤ 時制一致の原則は、基本的に維持されている。特に資料に用いたコロ

---

(23) Bosque 他・編 (1999 : §47, p.3090) に、この説明の引用がある。Kany の指摘する現象は、無論、実在する。乏しい経験ながら、筆者もアメリカ大陸の人の用いる話し言葉の中に、時制一致原則の明らかな逸脱の事例をしばしば見聞する。ただしこういった現象を部分的に捉えて、安易に「アメリカ大陸のイスパニア語は模範から逸脱している。」と結論するのは、危険を伴う。規範の緩みは話し言葉だけの問題で、書き言葉ではそうでないかも知れないし、イスパニアにも共通して起こっている現象なのかも知れないからである。

ンビアの新聞は、非常に忠実に原則を守っている。(例：(69)，(76)，(77))

### 5. 3. 名詞修飾節中の用法

続いて名詞修飾節の事例を検討しよう。名詞修飾節とは、前置詞を介して名詞またはそれに準じる語を修飾し、その補足成分の働きをする従属節をさす。名詞修飾節は、関係節とは異なり、先行詞と同格の関係にある。また連結語は、関係詞ではなく接続詞または疑問詞である。前置詞は el temor de que～のように de である場合が大半だが、el temor a que～のように、それ以外の前置詞であることもある。また、いわゆる queísmo の一種である前置詞不在の場合もある<sup>(24)</sup>。

本稿の資料体における名詞修飾節の事例の内訳は、次の通りである。表中、左項は直説法の事例の個数、右項は接続法の事例の個数を示す。

(84)	U	M	C	A	計	E
a. de que～	7/10	25/25	9/7	4/2	45/44	10/6
b. de+疑問詞	0/0	2/0	2/0	0/0	4/0	0/0
c. φ+que	0/0	1/3	1/0	0/0	2/3	0/0
計	7/10	28/28	12/7	4/2	51/47	10/6

事例の大半は de que に導かれたものである。今回の資料体には de 以外の前置詞の例は見当らなかった。「de+疑問詞」の事例は、cómo が 3 例と quién が 1 例、全て直説法である。また前置詞を欠く事例は、直説法が 2 例 (sensación, duda)、接続法が 3 例 (demanda 2 例と caso) 見られた。

次に先行詞の内訳をアルファベット順に掲げる。左項は直説法の事例の個数、右項は接続法の事例の個数である。括弧の付いていない数値は資料 U、

(24) 注 (13) 参照。

M, C, A から得られた事例の合計, 括弧内の数値は資料Eの事例の数値を示す。N印は, 該当する事例の主節が否定形であることを, Q印は連結語が疑問詞であること (即ち (84b) の該当例であること) を示す。<sup>(25)</sup>

(85) 名詞修飾節の事例 (直説法・接続法) 一覧

acusación	1/0	fin	0/7
afirmación	1/0	función	1/0
anuncio	2/0	<b>garantía</b>	0/3
<b>caso</b>	0/5	<i>hecho</i>	2/4
<i>certeza</i>	2/2N	<b>hipótesis</b>	0/0, (1)
circunstancia	1/0	idea	1/0
compromiso	1/0	<b>importancia</b>	0/1
<b>condición</b>	0/0, (1)	<b>imposibilidad</b>	0/1
confianza	1/0	<b>interés</b>	0/1
conocimiento	2/0	interrogante	1Q/0
consenso	1/0	investigación	2/0
consideración	1/0	<b>necesidad</b>	0/1
convicción	3/0	noticia	1, (1)/0
creencia	2/0	<b>oposición</b>	0/1
cuenta	1/0	<b>peligro</b>	0/1
declaración	2/0	<i>pesar</i>	3/0, (1)
<b>demanda</b>	0/2	<b>posibilidad</b>	0/10
<b>deseo</b>	0/1	propósito	1+1Q/0
diagnóstico	1/0	prueba	1/0
duda	4N, (2N)/0	<i>riesgo</i>	1/0, (1)
<b>efecto</b>	0/2	sensación	1/0
ejemplo	1Q/0	sentido	3/0
<b>espera</b>	0/1	<b>señal</b>	0/1N
<b>esperanza</b>	0/2, (2)	tesis	0, (2)/0
<i>evidencia</i>	0, (1)/1N	ventaja	0, (1)/0
exigencia	0, (1)/0	virtud	4/0
expediente	1/0	lo	0, (1)/0
fe	0, (1)/0	計	51, (10)/47, (6)

(25) また表 (31), (53), (62), (63) と同じく, 見出し語の字体を次の基準に従って変えてある。①一般の字体: 従属節に直説法の形態を伝える例のみが得られたもの。②イタリック体: 直説法・接続法双方の例が得られたもの。③ボールド体: 接続法の例のみが得られたもの。

以上のように、名詞54種、定冠詞1種 (lo de que~) が先行詞として得られた。先行詞ごとに見ると、大半は直説法・接続法のいずれか1つだけを従えており、かつその選択は標準的な模範に則っている。たとえば、肯定文中の afirmación, creencia, noticia や、否定文中の duda は直説法をとり、posibilidad, duda, deseo のような語は接続法を従えている。<sup>(26)</sup>

両叙法の事例が見られるのは、certeza, evidencia, pesar, hecho の4語だが、初めの2つは主節が肯定の時は直説法、否定の時に接続法という、標準的な分布をしている。また、pesar は a pesar de que という副詞的成句において、内容が事実の時、直説法を、仮定の時、接続法をとっている。el hecho de que 節については、「主たる情報を示し、文の後部に位置する節には直説法を用いる。副次的情報を示し、文の前部に位置する節には接続法を用いる。」という機能分担に、その大半が合致する。<sup>(27)</sup> 次例参照。

(86) Por su parte, la columnista Dora Kramer, del *Jornal do Brasil*, llamó la atención sobre el hecho de que horas después de la muerte de Farias, su hermano Augusto *declaró* a un noticiario de televisión “queremos (*sic*) la paz”. (M, p.18)

(87) El hecho de que no se le *conceda* a alguien el beneficio de la duda, permite por ahora hallar hilos que se habían soltado de la madeja. (C, p.3)

次の事例は上の説明に適合しないが、これはむしろ規範を遵守して、節の果たす機能の如何にかかわらず接続法を選択したものと考えられる。

(26) 否定文中の *duda* は、スペインでも直説法を従えるのが通例である。次の例を参照。

(xxiv) Aparte de los problemas indudables de los primeros niveles educativos, no hay *duda* de que la situación de la Universidad española se merece alaridos en el cielo. (Cambio 16 誌, Madrid, Núm. 618, 3-X-1983, p.3)

(xxv) No hay *duda* que aquel joven me *hacía* la corte. (Ramón Sender, *La tesis de Nancy*, Magisterio Español, Madrid, 1962, p.71)

(27) 拙稿 (1990), Bosque 他・編 (1999: § 49.6.5) 参照。

(88) Asimismo, puntualizó que como parte de las obligaciones gubernamentales resalta el hecho de que los conflictos agrarios de cualquier magnitud y origen *tengan* solución por la vida de diálogo, la conciliación y la corresponsabilidad con el propósito de convertir a la tierra de una fuente de progreso, como pudo haberlo sido en el pasado. (M, p.10)

名詞修飾節の事例中、標準的とは考えられない叙法選択をしているものは次の例である。

(89) En realidad, el desarrollo económico y la transición hacia el nuevo *status* que —alentado por la modernización tecnológica— constituyen en sí un proceso costoso, independientemente de quien lo dirija y con el riesgo de que el precio de la transición *debe* traducirse en una ruptura de las agrupaciones de intereses asociadas al antiguo orden. (M, p.3)

ここでは *riesgo* が直説法 *debe* という従属動詞を導いているが、*riesgo* は *miedo*, *temor*, *peligro* など「危惧」を表す一連の名詞と同様、接続法を従えるのが通例である。現に本稿の資料Eには(90)のように接続法の例が含まれているし、ペルーの日報から、事例(91)が得られている。

(90) Los resultados electorales frustran dramáticamente las elevadas expectativas de Aznar para legislar sin el apoyo permanente de otros grupos parlamentarios; la corta ventaja obtenida sobre los socialistas (unos 15 escaños) obligará al PP a gobernar con el agua casi hasta el cuello, corriendo el riesgo de que una crecida de

la marea o un fuerte oleaje *hagan* pasar a los populares por trances desagradables. (E, p.20)

- (91) En el Perú el riesgo de que se *presenten* problemas telefónicos es medio según entidad estadounidense que investiga el rubro. (El Comercio 紙, Lima, Perú, 2-XI-1999, p.a-11)

(89) には、5. 2. 節で考察した (33) (*proponer que... debe estar*) や (34) (*pretender que... puede contribuir*) と同じく、接続法が司る機能を「法助動詞＋不定詞」という迂言形式が果たす現象が見られると思われる。従ってこれは、アメリカ大陸のイスパニア語の特徴の示す事例の1つと言えるであろう。

なお、資料Eから、*exigencia* という、標準的には接続法を指向する名詞が直説法を従える、次のような事例が得られている。これも (89) と同傾向の逸脱を示しているが、英語からの翻訳中に見られる用例であるので、取り扱いには慎重を期すべきであろう。

- (90) Revista de prensa. Far Eastern Economic Review. (...) La exigencia de que Asia *debe* entrar en una nueva fase de desarrollo o bien perder mercados para sus productos amenaza el progreso económico necesario para ese objetivo, porque sin crecimiento económico las reformas no son más que una esperanza pueril. Hong Kong, 3 de marzo (E, p.14)

以上の考察をまとめると、次のようになる。即ち、名詞修飾節では *queísmo* のようにアメリカ大陸のイスパニア語に著しいとされる語法が観察されるが、いざ叙法選択に関しては、イスパニアの標準的な規則とほとんど変わるところがない。強いてあげれば、*riesgo* のような危惧を表す名詞の導

く節に、接続法ばかりでなく、直説法形の法助動詞による迂言形式を導くことがある（例：(89)）という点が指摘できるにとどまる。

#### 5. 4. 関係節中の用法

では関係節の事例の検討に移ろう。「(先行詞+) 関係詞」を基準に分類すると、その内訳は次のとおりである。

(91)	U	M	C	A	計	E
a. 定冠詞+名詞+que 類	0	11	5	5	21	0
b. {el / la / los / las} + que	0	5	1	0	6	0
c. lo que	3	2	3	1	9	0
d. 不定冠詞+名詞+que 類	3	11	5	4	23	4
e. 無冠詞+名詞+que 類	3	9	1	5	18	1
f. 指示詞+(名詞)+que 類	1	2	1	0	4	1
g. cualquier+(名詞)+que 類	2	3	3	0	8	0
h. cada+名詞+que	1	0	0	0	1	0
i. otro+(名詞)+que	0	0	1	1	2	0
j. algún+(名詞)+que 類	0	0	1	1	2	0
k. ningún+(名詞)+que 類	1	0	0	0	1	0
l. 定冠詞+名詞+, que 類	0	1	0	0	1	0
m. 不定冠詞+名詞+, que 類	0	1	0	0	1	0
n. 無冠詞+名詞+, que 類	0	1	0	0	1	0
o. quien/quienes	1	7	1	0	9	0
p. 定冠詞+名詞+cuyo	0	1	0	0	1	0
q. 不定冠詞+名詞+cuyo	0	0	0	1	1	0
計	15	54	22	18	109	6

表中、(91a)「定冠詞+名詞+que類」のように「類」が付いている項目は、*la medida en que*~のように、関係詞の前に前置詞が介在する事例も含む。また(91j)「algún+(名詞)+que類」のように、「名詞」に括弧が付されている項目は、名詞を欠く事例、たとえば *alguno que*~, *algo que*~を含む。また(91.1~n)は、関係詞の前にコンマのある、いわゆる非制限用法をさす。

本資料体の事例は全て仮定的、または否定的内容を表す用法であり、願望を表す用法(例: *que descanse en paz*,)の事例は見当らなかった。また先行詞に最上級の修飾語句の付いた事例も得られなかった。これは、客観的情報を伝達することを主務とする新聞というジャンルの性格によるものと考えられる。アメリカ大陸のスペイン語でも、他のジャンルからならば、これらの用例はたやすく採集できる。各々メキシコ人とキューバ人による次の2例を参照。

(92) —Tu madre, que *descanse* en paz, quería que te criaras fuerte.

(Juan Rulfo, “¿No oyes ladrar los perros?”, *El llano en llamas*, Fondo de Cultura Económica, México, D.F., 1953, p.150)

(93) Para mí, en ellos hay uno de los arquetipos más hermosos de lo barroco que yo *haya podido* contemplar. (Alejo Carpentier, “Lo barroco y lo real maravilloso”, 1975. *Obras completas de Alejo Carpentier* 13, Siglo XXI, México, D.F., 1990, p.173)

さて、本資料体に(92)のような願望用法の関係節がないとすると、注目すべきは、それにもかかわらず(91.1~m)、つまり非制限用法の関係節の用例が存在するという点である。なぜならば、一般には仮定を表す接続法は非制限用法の関係節には用いられないとされているからである。Bosque 他・編(1999: § 50, p.3247)のあげる次例を参照。



- (94) a. Quería conocer a los estudiantes de doctorado que { habían / hubiesen } participado en la organización del congreso.
- b. Quería conocer a los estudiantes de doctorado, que { habían / \*hubiesen } participado en la organización del congreso.

(91. 1 ~ n) の該当事例は以下の 3 例であり、全て資料Mから得られた。

(95) Sin embargo, insistió en que es necesario que haya una aplicación concreta de todos los programas de aliento al aparato productivo, “que no se *queden* sólo en papel” para que en lo que resta del año sea más tangible y concreto el mejor desempeño del ámbito microeconómico “porque no deben de seguir aprovechándose los grupos políticos desestabilizadores de la inconformidad de la gente porque no han sentido una mejoría económica en sus bolsillos. (M, p.3)

(96) Andoni Garritz propuso la creación de una comisión de intermediación, que sea tolerante, receptiva y analítica. (M, p.8)

(97) Sin embargo, siguen sin avances significativos, que *avizoren* una solución al problema. (M, p.8)

(95) は関係節が引用句であることが、文の構成素を区切る心理に影響を与えている可能性がある。一方 (96) と (97) でのコンマの使用は標準的とは言えないが、この 2 例は同一記事中に見られるので、記者の個人的文体であるとも考えられる。以上の点に加え、①この問題は主にコンマの有無という書記法に関する点である点、②M以外の資料から類例が得られていない点、また③この種の事例がアメリカ大陸のイスパニア語に多いということも、特にないように思える点を考慮すると、(91. 1 ~ n) をもって、アメリカ大陸

のイスパニア語特有の現象とは断言できないであろう。

(以下次稿)

### 参 考 文 献

- Butt, John & Carmen Benjamin (1988, 1994<sup>2</sup>, 2000<sup>3</sup>) *A new reference grammar of modern Spanish*, Edward Arnold, London.
- Bosque, Ignacio (ed.) (1990) *Indicativo y subjuntivo*, Taurus, Madrid.
- \_\_\_\_\_ (1990) “Las bases gramaticales de la alternancia modal. Repaso y balance”, Bosque (ed.) *Indicativo y subjuntivo*, Taurus, Madrid.
- \_\_\_\_\_ & Violeta Demonte (dirs.) (1999) *Gramática descriptiva de la lengua española*, Espasa Calpe, Madrid. 第47章 “El tiempo verbal y sintaxis oracional. La *consecutio temporum*”, Angeles Carrasco Gutiérrez. 第49章 “Modo y modalidad. El modo en las subordinadas sustantivas”, Emilio Ridruejo. 第50章 “El modo en las subordinadas relativas y adverbiales”, Manuel Pérez Saldanya.
- Gili Gaya, Samuel (1943, 1951) *Curso superior de sintaxis española*, Biblograf, Barcelona.
- 堀内克明 (1979) 『時事英語』, 朝日出版社。
- Kany, Charles (1945) *American Spanish syntax*, University of Chicago.
- Kempchinsky, Paula (1990) “Más sobre el efecto de referencia disjunta del subjuntivo”, Bosque (ed.) *op. cit.*
- 大塚高信 (1959) 『新英文法辞典』, 三省堂。
- Real Academia Española (1931) *Gramática de la lengua española*, Espasa-Calpe, Madrid.
- \_\_\_\_\_ (1973) *Esbozo de una nueva gramática de la lengua española*, Espasa-Calpe, Madrid.
- Sánchez, Aquilino & Ramón Sarmiento (1989) *Gramática básica del español. Norma y uso*, SGEL, Madrid.
- 寺崎英樹 (1998) 『スペイン語文法の構造』, 大学書林。
- 山田善郎・他 (1995) 『中級スペイン文法』, 白水社。
- 拙稿 (1990) 「El hecho de que節について」, イスパニカ 34, 日本イスパニヤ学会。
- \_\_\_\_\_ (1997 a, 1997b, 1999) 「アメリカ大陸のイスパニア語における叙法について (1), (2), (3)」, 神戸外大論叢 48 : 3, 48 : 7, 50 : 3。